平成２５年（フ）第３７０号
栃木県さくら市草川64番地７　雇用促進２号棟109号
債務者　片桐　達哉
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８０号
栃木県大田原市新富町１丁目４番４号　プルニエ201号、前住所栃木県大田原市下石上1780番地95　サンハイツＢ―301号
債務者　金子　誉広
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８１号
栃木県宇都宮市東峰町3076番地99　石川荘東号室
債務者　髙渕　留義
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月27日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３８３号
栃木県宇都宮市下川俣町206番地276　サカエハイツ105号室
債務者　杉田　富男（旧姓荒井）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年９月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第３６２号
岡山市東区上阿知1165番地１
債務者　近藤　史子（旧姓篠原）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月11日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月５日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１２０号
北海道釧路郡釧路町新開２丁目22番地　メゾン小間Ｆ号室
債務者　藤岡　昭夫
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月17日午後１時30分
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１３２８号
横浜市青葉区あざみ野１丁目20番地５　第二加藤ハイツ１―102
債務者　仁多見和行
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１３３６号
神奈川県大和市深見台１丁目11番20―３号
債務者　松田奈津子（旧姓小濱）
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１１１号
沖縄県中頭郡北谷町字宮城１番地703　２階
債務者　名嘉伸一郎
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月15日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月16日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部

平成２５年（フ）第３７９号
静岡市葵区羽高18番地　羽高団地11棟329号
債務者　加藤　志信
1　決定年月日時　平成25年８月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月18日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月21日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４０２号
静岡市葵区大岩４丁目１番20号　加藤マンション201号
債務者　鈴木　明子
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第４１３号
静岡県藤枝市田中２丁目８番41号、旧住所静岡県藤枝市大手１丁目26番16―３号
債務者　小杉あゆみ（旧姓中野）
1　決定年月日時　平成25年８月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年10月28日まで
5　免責審尋期日　平成25年10月29日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第３００１号
大阪府東大阪市大蓮東５丁目６番12号
債務者　前田　卓哉
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５５１号
大阪府八尾市恩智北町２丁目135番地　松岡住宅西２号
債務者　結城　輝征
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５５８号
大阪市東成区大今里南１丁目24番17号
債務者　三明電工こと　櫻井　正幸
1　決定年月日時　平成25年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月６日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月12日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部